

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙について ～投票日は4月7日（日）～

選挙は、皆さんの声を政治に反映させ、未来へとつなげていく重要なものです。無駄にすることのないよう必ず投票しましょう。

【投票所・開設時間について】

投票は町内20の投票所で行われます。各投票所の場所は、平成29年に行われた町長・町議会議員選挙と同じ場所です。

投票時間は、原則として午前7時から午後8時までですが、次の投票所はそれぞれ閉鎖時刻が繰り上げられる予定ですので、注意してください。

▽午後4時まで

木地山公民館、下畑公民館

▽午後5時まで

成公民館、神倉公民館、吉尾なごみの館、実光公民館、大谷公民館

▽午後6時まで

鎌田公民館、加谷公民館

【投票できる人は】

平成13年4月8日までに生まれた人で、3ヶ月以上三朝町に住所を有している人（転入者は平成30年12月28日までに三朝町に転入の手続きをした人）です。

【町外に転出した人の選挙権】

県外に転出の場合：投票前に県外に転出した人は、投票できません。

県内に転出の場合：平成30年12月7日以降に県内に転出した人で、三朝町の選挙人名簿に登録されている人（新住所地で登録された人は除く）は、三朝町で投票することができます。ただし、期日前投票または当日投票をする場合は、下記の方法で投票することになります。

（1）県内市町村が発行する『引き続き県内に住所を有する旨の証明書』を投票所で提出する。

（2）投票所において、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける。（受付で申し出てください）

※（2）の場合は確認に時間を要するため、（1）の証明書をご持参いただくと受付がスムーズになります。

※「引き続き鳥取県内に住所を有する旨の証明書」は、町民課窓口で無料交付します。窓口では、本人確認にご協力をお願いします。

【投票用紙】

今回の選挙では、2種類の投票用紙を用います。投票用紙を間違えると無効になりますのでご注意ください。

選挙の種類	投票用紙の色
鳥取県知事選挙	白色
鳥取県議会議員一般選挙	薄い黄色

【期日前投票について】

仕事や旅行などの理由により、投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票ができますので、ご利用ください。

投票所入場券が届いている場合は、ご持参ください。入場券の裏面が宣誓書になっていますので、事前に記入して持参されると受付がスムーズになります。

【期日前投票期間】

鳥取県知事選挙 3月22日（金）～4月6日（土）

鳥取県議会議員一般選挙 3月30日（土）～4月6日（土）

時間：午前8時30分～午後8時

場所：町総合文化ホール

【不在者投票について】

三朝町に住所がありながら三朝町以外の市町村に滞在中の方や、指定病院、老人ホームに入院・入所している方は従来どおり不在者投票ができます。

【入場券をお忘れなく】

投票される際は、投票所又は期日前投票所での投票にかかわらず、郵送された入場券を必ず持参してください。

入場券は鳥取県知事選挙の公示日（21日）以降お手元に届く予定です。入場券が届いていない場合は、三朝町選挙管理委員会へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

詳しくは、三朝町選挙管理委員会事務局 電話0858（43）1111へお問い合わせください。

